

Semantic Change of meiwaku : observations of usage from Muromachi to Meiji era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27244

「迷惑」の意味変化

—虎明本狂言から田迷・漱石まで—

近藤 明^{*}
・ 邢
叶^{イエ} 青^{セイ}
_{チン}

Semantic Change of *meiwaku*: observations of usage from *Muromachi* to *Meiji era*

Akira KONDŌH, Yeqing XING

一はじめに

現代日本語の「迷惑」の意味について

他人のしたことや他人の問題がもとで、困らせられたり、わざらわしくいやな思いをしたりする」と

といった説明がされる。

この「迷惑」について、近藤明・邢叶青（100人）においてや詳しく分析したが、そこでの分析に若干補訂を加えた上で、

次に要約して示す。

I 「迷惑」の原因を作る者（＝「加害者」）が居て、それは人や社会集団（組織）であることが多い。動物が加害者と見られる用例もあるが、その場合、擬人化されているか、買い主の管理・しつけの不足といった人間の関与する行為として捉えられているようである。「迷惑」の原因が被害者自身にある場合（被害者の行為や能力）には使えない。

II 加害は、加害者にとつても意図しない意外な結果であつたり、

害を与える」と自体が一義的な目的ではなく他の意図・目的をもつて行う行為の副次的な結果であることが多い（→）。

III 被害の種類・程度はさまざまであるが、人が死ぬほどの深刻なものであることは少ない。ただし、将来の可能性・蓋然性といった程度にとどまる場合や、善意に基づく行為の結果である場合等はその限りではない。

以下の論述では、Iの要因を「加害者」あるいは「加害者・原因」、IIを「（加害の）非意図性」、IIIを「被害の程度」と称する」とがある。

これに加えて、本稿ではIVとして「（加害・被害の）不當性」ということを追加したい。堀口和吉（一九九六）は、「遭遇した事態を平穏な自分をそこねる不都合・不当なものと捉える」用法が狂言の頃から見られるとして、「現代語にはもうばら」の新式のものみが伝わったようである」とするが、実際、現代語の「迷惑」においては、加害者の側から「迷惑をかける／かけた」と述べた場合は加害の不當性を認識し、そうなつてはいけないという気持ち

や、加害が既に行われた場合には遺憾に思つたり謝罪する気持ちが伴い、被害者の側から「迷惑だ／迷惑した」と述べた場合は被害の不当性を訴え抗議する気持ちが伴うと思われる。

I の「加害者」が存在せず自然現象や事物の性質が原因である場合は、多くこの「不当性」にも該当しないようであるが、加害者が存在する場合でも、例えば正規の法的手続きを従つての处罚で冤罪性や量刑の不当性等が認められない場合や、正当な处罚・叱責である場合には、处罚・懲罰・叱責等を受けた者がそれで被害を受けたからといって「迷惑」とは言えそうにない（このような場合、「迷惑」のそもそもの原因は本人にあるからI の「原因が被害者自身にある場合」にも抵触すると言える）。

以上のI～IVの点を、次の用例について検討してみよう。

①私は警察に事情聴取されて迷惑した。

（『日本語基本動詞用法辞典』所載用例）

②「猫のおしつこが臭い」と、毎日鳴き声や爪を研ぐ音が鳴り響いていました。窓から猫が出入りして、そこらで糞をするので、みんな迷惑してましたよ」

（『週刊朝日』二〇〇六年六月二日号）

③宮内庁幹部は「静養のためにわざわざ宫廷ホームを使って迷惑をかけるより、一般と同じようにとのお気持ちがあると思う」

（『朝日新聞』二〇一〇年八月三一日）

I の「加害者」は、①では警察であり、②では猫が直接の加害者であるが、飼い主である人間の関与する問題として捉えられていうように思われる。③は今上天皇になつてからJR原宿駅近くの宫廷ホームが使われることが少なくなったという記事であるから、天皇・皇室がそれに当たる。II の「非意図性」については、

①の事情聴取は聴取される人物に苦痛や害を与えることを一義的な目的として行われるものではないであろうし、②も（猫にせよその買主にせよ）近所の人に害を与えることを意図しているわけではないであろう。III 「被害の程度」については、①②ともそれが直接人が死んだり極めて切迫した苦痛を感じたりするという性質のものではないし、③も列車ダイヤの影響といったことのようである。IV 「不当性」については、②が当てはまるのは言うまでもないし、③も不当性の認識があるからこそ、それを回避するために宫廷ホームの使用を避けているわけであろう。①でこのように言えるのは「私」が犯人や犯行の事情を知る人物ではない場合であろう。それなのに事情聴取を受けて不当な被害（犯人であるかのように扱われたことによる精神的苦痛や時間的拘束といった）をこうむつた場合に「迷惑した」と言うことが可能な限り、「私が犯人であつて事情聴取に何らの不当性も無い場合であれば（「私」が嘘をついているのでない限りは）、「迷惑した」ではなく「弱った」とか「困った」という表現が選ばれると思われる。

現代語「迷惑」がこのようない意味であるのに対し、古くは「迷惑」は「道に迷う」「どうしていいか分からずに困る」といった意味であったとされる。佐藤喜代治（一九七九）は「迷惑」について、「道などに迷う」「どうしていいか、わからなくて惑う」というのが本来の意味であるとし、中国の『韓非子』や『村上天皇御記』『吾妻鏡』の用例を掲げている。その後の日本語「迷惑」の意味の歴史的变化については、大塚光信（一九七一）、安田章（一九八〇）、福島邦道（一九八三）、大塚光信（一九九〇）、小野正弘（一九九六）、堀口和吉（一九九六）等があるが、「迷惑」が現代と同様の意味で用いられるようになった時期やそれに至る過程は、これらの研究でも必ずしも十分明らかにされてはいない。

本稿は、前掲のI～IVの点に着目することで、各時代の「迷惑」の現代との異同を探り、「迷惑」が現代と同じ意味で用いられるようになつた時期やそれに至る過程を明らかにしようとするものである。

二 虎明本狂言の「迷惑」

大塚光信（一九九〇）では、「迷惑」のうち「道に迷う」意味のものは「室町期における用例ではまだ管見に入らない」としながらも、室町期の日記・記録の類には「文章の性格上多数の『迷惑』がみえ」、「多様な姿」を示すとしている。またそれらの「迷惑」のうち「騒グコト 乱レルコト」、「氣ノ毒ニ思ウコト」以外の「ほとんどすべてにわたつて狂言ことばのなかにもみいだせる」としている。

大塚によると、虎明本狂言のうち脇狂言、大名狂言、聟・山伏狂言に見える「迷惑」関係の語は全三九例、うち「迷惑する」は十四例であるというが、その「迷惑する」十四例を本稿の視点で分析すると、前掲のI～IVの意味特徴全てに該当する用例は見当たらない。

④（引用者注：太郎冠者→武悪）「今俄に客がござつたが、さかながらなふて何共めいわくなざる」（武悪 三〇七③）は、来客があつたのに酒のさかなが無い状況に主人が「めいわく」しているというものである。そのような準備をしておくべき者がそれを怠つていた、という話ならばその者が加害者とも考えられるが、ここではそのような話になつていない。従つて、特定の加害者が居るわけではない点においてIに該当せず、またIVの「不當性」にも該当しない。現代語ならば「困る」くらいが当てはまりそうである。

- ⑤（次郎冠者→太郎冠者）「いや、あのぶすの風があたつたれは、たちまちめいわくすると仰られたほどに、にげた」
(ぶす 一七〇⑭)
- は、猛毒の「附子」を置いていった主人を加害者と捉える可能性もありそうだが、この場合そういう面は稀薄で、単に「附子」というものの性質として述べられているように思われる。そうであればIの「加害者」の点において該当しないし、IVの「不當性」にも該当しそうはない。また被害の程度が致命的なものである点でIII「被害の程度」にも該当しない。この他、「隠笠」で、隠笠と称して売りつけられた笠をかぶつても姿がみえるので「めいわくして」という例があるが、この時点では売り手にだまされたと言う認識はないようだから、そうであればこれも「加害者」の点において該当しない。
- IIの「非意図性」が該当しない例としては、
- ⑥（大名→雉領の者）「すいこ天皇の、かたの／＼みゆき有て、明くれ鷹をつかはれしに、諸鳥めいわくして、ちのなみだをながし、つのくに天王寺としてにげて行を」（禁野 二六六⑥）は、鷹狩で追われる鳥のこと述べているものであるが、鷹狩であるから意図的な加害行為であろうし、更に被害が命を失うものである点でIII「被害の程度」にも該当しないことになる。「いやおぬし共に、めいわくさせう」（老武者 一三九⑤）も意図的な加害行為である。また
- ⑦（すつぱ→大名）「これほど御せいたうただしき時分にれうじをめされて、後日に迷惑めされな」（禁野 一二六八①）は、正当な裁きによる処罰が下されることを予想して相手をたしなめているのだから、裁きによる処罰である以上意図的であろう。また「れうじをめされで」という被害者本人の行為がそもそも原因であるから、Iの「迷惑」の原因が被害者自身にある場合に

は使えない」という点にも抵触するし、IVの「加害・被害の不当性」にも該当しないことになる。怠慢等に対し相応の懲罰・叱責をこうむる場合も同様と考えると、「饅頭」「二千石」(三例)「樋の酒」にもそのような例が見られる⁽²⁾。

IIIの「被害の程度」については、前述の通り⑥の例が明らかに該当しない。また正当な処罰・懲罰にも、命を奪われるほどものである可能性がある例が含まれるかも知れない⁽³⁾。

IVの「不當性」に関しては、既にIやIIに関連して述べた中でIVにも該当しない例に触れてあるが、他に

⑧ 「にはかに御いんぎんめいわくいたす」

(二千石 一二二六⁽¹³⁾)

は、「太郎冠者のことば。大名が礼儀正しいことばを使うのが困る」というのである(北原・池田『大藏虎明本狂言集の研究本文編』)とする注と、「太郎冠者が急に平身低頭するのを『慇懃』と表現し、それでは自分が困ると、敬語表現にして皮肉を言つたもの。これも大名のせりふとみられる」(大塚『大藏虎明能狂言集 翻刻・註解』)とする注があるが、いずれにせよ。相手の行為に困惑はしてもそれを不當だと抗議しようというわけではないから、本稿の観点からすればこの「不當性」の点において該当しない例といふことになる⁽⁴⁾。

以上、一部の用例についての分析ではあるが、虎明本狂言の「迷惑(する)」の意味・用法は、現代語のそれとの隔たりがなお大きいと言えそうである。

三 近松世話淨瑠璃の「迷惑」

近松世話淨瑠璃の「迷惑」については小野正弘(一九九六)に

言及があり、「難儀」が客観的にかなり重い重圧そのものに比較的重點があるので対して、「迷惑」は、重圧を受けた当人の精神的苦悩そのものが問題となつていて、との指摘がされている。

近松世話淨瑠璃全二四作品の中に「迷惑」の用例は二一例あり、以下これらの用例を本稿の視点で分析するが、例えば次の例では特に現代の「迷惑」と差は感じられない。

⑨ (天満屋の亭主→店の者たち)「まへのおはつにこりはてた。家名の出るもめいわく。きやくをたをすがみめではない」

(心中一枚絵草子 下 四卷一九八⁽¹²⁾)

「お初のような、客との心中が相次ぐと、天満屋の悪い評判が立て困る」という主人の発話(小野正弘(一九九六))の中での用例で、Iの「加害者」はお初が相当する。心中は一般に店に被害を与えるためにするものでないだろうし、この場合念頭に置いている曾根崎心中のお初もそうであるから、II「非意図性」も該当する。天満屋の被害は店の名が損なわれるとか客が減ることによる経済的損失といったものであろうから、III「被害の程度」も該当するし、IV「不當性」についても「こりはてた」という表現にそのような認識が強く伺える。このように前掲のI→IVの意味特徴全てに該当する用例数は(解釈によって幅があるが)十八~二十例程である。

一方、現代の「迷惑」と相違がありそな例としては、Iの「加害者・原因」については、後述の⑩の例が「原因が被害者自身にある場合」に該当する以外は、明らかに抵触する例は存在しないようである。

II 「加害の非意図性」について

⑩ (越後屋の女主人)「めでたいと申そふかおなごりおしいと申そふか、千日いふてもつきぬこと」(忠兵衛)「其千日がめいわく」といふづけどりにわかれ行。

(冥途の飛脚 中 七巻三一五⑨)

という例において、「千日」から処刑場の地名にからめて連想される死罪に処せられることを「迷惑」と言つてゐるのであれば、处罚には「加害の意図」が伴うであろうから「加害の非意図性」に反することになる。また命を失う点においてⅢ「被害の態度」にも該当しないし、この時代の量刑として重すぎるとか冤罪とかいうことはないからIVの「不当性」にも当てはまらないことになる。

だが日本古典文学全集では「その千日という言葉が迷惑」と口語訳しており、この解釈だと祝いを述べたつもりの発言者の意図とは別に忠兵衛が死罪を連想するのだからⅡ「加害の意図」は存在しないし、Ⅲ「被害の程度」も死罪を連想させられるだけであるから反しないことになる。IVについては「不当」というほどではないにしても祝いのつもりの言葉で不吉な連想をさせられる皮肉への嘆き程度はあることになるだろう(ただしどちらの解釈をとっても、そもそもの原因是封印切りをした忠兵衛の行為にある点において、Iの「加害者・原因」には反することになりそうだ)。これ以外では、明確な加害の意図が認められるものではなく、他の意図・行為をもつて行う行為の副次的な結果程度にとどまるようである。

⑪(代官→勘十郎)「をのれーたん主人の金子をわだかまり、清

十郎をやこにむしつを言ひかけ、めいわくさせし不届、もとみなをのれが悪心より、ことおこつておなつも自害に及びたり」
(五十年忌歌念佛 下 四巻六四九⑤)

という例でも、加害者である勘十郎の目的は主人の金の着服であり、清十郎親子を困らせることが一義的な目的ではないようである。

Ⅲ「被害の程度」については、⑪が解釈によつては人命が失われるものである以外は、該当しない例は少ない。⑪は清十郎・お

夏の自害(お夏は未遂)といふ結果を伴つてはいるものの、当初から意図・想定された結果ではないであろう。他に将来の可能性・蓋然性の域にとどまりそなものが若干ある程度である。

IVの「加害・被害の不当性」については、

⑫(お梅の母→お梅)「それもそぶじやがこんなこと、念ごろなかたへしらすれば、はなむけのしうぎのと、やつかいかけるがめいわくじや」
(心中万年草 中 五巻七〇七④)

という例は、日本古典文学全集では「迷惑」と感じるのは「ねんごろな方」であるような口語訳がされており、それであれば前掲のI~IVの意味特徴全てに該当する用例ということになりそうだが、「迷惑」と感じるのがお梅の母だとすると「心苦しい・恐縮する」ということになり、IVの「不当な被害」という点に該当しないことになる。

四 近世後期滑稽本・人情本の「迷惑」

近松世話淨瑠璃の「迷惑」は、概して虎明本狂言と比べると現代語の「迷惑」に近くなつておらず、現代語の意味との異なり方も、虎明本狂言の頃ほど多様ではなくなつてゐると言えそうである。

東海道中膝栗毛 二

浮世風呂 二

春色梅児誉美 三

これらには現代の「迷惑」と差がないと思われるものが多い。『浮世床』の

(13) (上方者・作兵衛→びん) 「出刃庖」で人をあやめれば、人にも難儀させ、面おもてくも迷惑するではあるまい。先第一には、主持なら御主人へ不忠、親があらば親御たちへ不幸の天辺ぢや」
 (浮世床 初編中 一九四)
 という例では、直接の被害者——意図的加害行為によって「あやめ」された——については、「難儀」、加害者の主人や親といった「面々」については「迷惑」という使い分けがされている。また『東海道道中膝栗毛』に、夕食に酒がついてきたことに対しても二が

(14) 「イヤ御亭主さん、是ではめいわくだ」

(東海道道中膝栗毛 初編 戸塚 六二—⑤)

と述べる例がある。これに対して宿の亭主から、店開きの祝いの酒なので無料だとの説明があるが、この発言の時点ではそのことは知らず、「ゑどものと見ると、どこでもこぶするにはあやまる」「なぜ、酒を出しやア、別に錢をとるか」「しれたことよ」というやりとりがこの前にあることから、「恐縮」の意味ではなく、「気を利かせたつもりだろうが勘定が高くなるのが困る」程度の意味と見ておく⁽⁵⁾。

現代の「迷惑」と異なると見られる例は、I 「加害者・原因」

に関わると見られるものとして、

(15) 「坊主あたまは枕当の穢ぬのとはばかりが能で」つす。さりながら冬季になると、一倍寒いには迷惑さナ」
 (浮世風呂 四編上 一六一)
 ⑧

という例がある。坊主頭を洗っていた俳諧師鬼角の会話中のものだが、冬の寒さが原因とすれば人間の関与しない自然現象によるものでIの「加害者」は居ないことになるし、自らの坊主頭が原因としても誰か他人の行為が原因というわけではなく、どちらにしてもI 「加害者・原因」の点において適合しない。またいずれ

の場合もIVの「不当性」も当てはまらないだろう。なお発言者である鬼角は、俳諧師という教養のある人物であり、そのような面が「迷惑」の用法に反映する可能性も考えるべきかも知れない。
 (16) ト両方からきかれて、隠居もとより大学を知らぬゆゑ大きにめいわく
 (浮世床 初編中 一二七三)
 「山高きが故に」の出典が大学かと尋ねられたことを「迷惑」としているが、「びん」と「でん」の言い合いが原因で、それにまきこまれたのが「不当な被害」とすれば現在の「迷惑」の用法と一致するが、無知なのに大学の書名を挙げて知ったかぶりをしている隠居の行為が一因とすれば、被害者自身が原因をつくっていることになり、「不当性」もないとになるだろうから、I IVの点で異なることになる。

近世後期においては、現代との違いがある場合はIの「加害者」が不在であるか被害者自身の行為・状態等が原因である、またそれに伴ってIVの「不当性」が認められない点に収束されつつある観があり、この点で後述の近代の用法との連続性も感じられるようと思われる。

五 近代の「迷惑」——二葉亭四迷・夏目漱石——

近代の例として、二葉亭四迷・夏目漱石を見ておく。二葉亭四迷『浮雲』ではルビなしの「迷惑」が五例あり、これらは「めいわく」と読むものと見ておくが、いずれも現代の「迷惑」との意味の違いは認められない。
 一方、「迷惑く」「迷惑てる」という振り仮名付きの「迷惑」が四例ある。いずれも送り仮名の送り方から見ても「まごつく」と読むべきものと見てよいであろうが、漢字表記として「迷惑」が

あてられているところから、「迷惑」と同様の観点からの検討も行ってみる。

(17) 「それから思ふと内の文三なんざア益暗の意久地なしだツちやアない二十三にも成ツて親を養す所か自分の居所立所にさへ迷惑てるんだ」 (初編第六回 第一巻六一 (19)) 文三が免職になつたことをお政が言つてゐる場面で、「加害者」は文三を免職にした上司であるが、「益暗の意久地なし」という評言からすると、文三自身の不甲斐なさにも原因があると見ていよいである。またそつだとすれば免職といふ結果は当然のもので「不当な被害」とは言えないことになつて、現代の「迷惑」とは I 「加害者・原因」、IV 「不当性」の点において異なることになる。他の三例も、いずれかの点において現代の「迷惑」とは異なり、古い意味の「迷惑」につながるところを残すようである。

「まいづく」は「迷つてうろつく。当惑してうろたえる。まいづくする」(『日本国語大辞典』第二版)と説明され、「道に迷ひ」「当惑する」といった意味を有する点において古い時代の「迷惑」(する)と重なる。そこから「まいづく」に対応する漢字表記として「迷惑」が用いられたと考え得る。『浮雲』で「めいわく」と読まれたと思われる例や、後述の漱石の場合から見ると、四迷・漱石の頃において「迷惑」は(とりわけ口語では)ほぼ現代の意味と同様になつてゐるもの、このようない部分でなお古い意味・用法の名残を残しているものと見られようか。

夏目漱石の小説作品では、「迷惑」の用例のほとんどが現代と同様と解釈される。

(18) 彼は他の邪魔になる自分を苦にする男ではなかつた。時と場合によると、それと知つて、わざく邪魔迄しかねない人間であった。しかも其所迄行つて、実際気が付かずに迷惑がらせるのか、又は心得があつて故意に困らせるのか、其判断を

確と他に与へずに平氣で切り抜けてしまふ焦慮つたい人物であつた。

(明暗 一二一 第十一巻四一〇②) といった例は、「気が付かず」に行う非意図的な加害である場合には「迷惑(がらせる)」を、「故意」である場合には「困らせる」を使い分けているように見られる点で、両者の意味の違いについて示唆的であるし、このような使い分けは現代語にもそのまま通じるようと思われる。

ただし『我輩は猫である』では全二一例のうち然し話しさ過去へ溯らんと原因が分からぬ、原因が分からぬと、医者でも処方に迷惑する。(八 第一巻 三一〇①) という例だけは、I の「加害者」が居ず、IV の「不当性」の認識もないと思われる。またほぼ同時期に執筆・発表された『倫敦塔』では、「余」が門に入る時に想起したダンテ『神曲』の一節に次のような例が見られる。

(20) 憂の國に行かんとするものは此門を潜れ。／永劫の呵責に遭はんとするものは此門をくづれ／迷惑の人と伍せんとするものは此門をくづれ (第一巻六一〇)

漱石全集(岩波書店一九九三~一九九六刊)の注にはこの「迷惑の人」について、「原語では 'la perduta gente' 英訳本ではすべて 'the people lost' となつてゐる。『地獄に墮ちた人たち』といふ意味」とあるが、「滅亡の民」(山川内三郎訳 岩波文庫)、「亡滅の民」(中山昌樹訳)、「失はれたる民」(生田長江訳)、「泯滅の民」(竹友藻風訳)、「絶望の民」(野上素一訳)、「破滅の人」(平川祐弘訳)といった「滅亡」系の解釈での訳が目立つようである。この場合「迷惑」の現代的な意味も古い意味もぴつたりとは当てはまりそうにない。

一方新書判の漱石全集(岩波書店)の注にはこの「迷惑」を「心

に迷を持つている人」の意で用いているものとし、現代でも『神曲』のこの箇所を「『神を見失った人びと』というニュアンスを持っているのではないか」とする意見もあるようである。『神曲』の解釈としていざれが適切であるか論じる能力は筆者らはないが、「神を見失った」ことは、「心に迷いを持つ」「どうしてよいか分からなくて迷う」ことにつながるであろうから、漱石の訳はこちらの方向の解釈に立つた上で、「迷惑」を古い意味の方で使つたものとすれば理解しやすい⁽⁷⁾。⑯⑰で「迷惑」が古い意味で使われているのは、初期の作品であること、更に⑯の場合は文語調の箇所であること⁽⁸⁾が要因として考えられようか。

以上、近代までの「迷惑」を意味変化を中心に検討してきたが、例えば柳田征司（一九六七）では、「困る」の成立と「迷惑」の意味変化の間に何らかの影響関係があるのでないかとの予想が述べられており、大いに考慮に値する問題と思われる。また「迷う」意味に関しては、和語動詞「まよふ」「まどふ」の意味変化等との関係で考えられるべき面があるかも知れない。本稿では、そのような周辺の語の消長と関連しての語誌的観点にまで至ることはできなかつた。今後の課題としたい。

（3）
がある。

（4）
「被害の程度」が必ずしも致命的ではないとしても、「苦痛の極み」といった場合にも現代語「迷惑」は使いにくいようであるが、キリシタン資料においてそのような例があることが福島邦道（一九八三）で指摘されている。

（5）
このような「迷惑」は、大塚光信（一九九〇）が「心苦しい・恐縮」の意とするものに近いように思われるが、大塚は「善意の行為でも受け手にとっては、結局のところ歓迎しがたきものであるばかり」あるいは「プラス的に受け取る」ものを、「心苦しい・恐縮」の意とし、前掲の十四例の中にはこれに相当する例はないものとして扱っている。また大塚がこれに対して「マイナス的に受け取る」としているものは、本稿で言う「不当性」を有する例に近いが、前述の正当な処罰・懲罰・叱責は受ける側にとって「マイナス的」に受け取られるものではあるが「不当性」があるとは言えない。大塚の分類と、本稿での「不当性」の観点とは、完全には重ならないようである。

（6）
亭主の説明の後「御ちそうになつては、ちかごろきのどくだ」との弥二の発言があり、この「きのどく」は「恐縮」の意であろう。今道友信『ダンテ「神曲」講義』（改訂普及版 一〇〇四年、みすず書房）の「質疑応答」で質問者の一人である田中英道の述べる見解。

（7）
この他『坑夫』に

（8）
此奴は親方に對して済ましちやゐられない。となると後で屹度敵を打つだらう。（中略）そこ迄は痛快だが敵打は大に迷惑する。

（八八
五卷二四六⑭）

（9）
という例がある。新米坑夫の「自分」が「初さん」に坑内に置き去りにされたことを親方に訴えれば、「初さん」は親方に叱責等され、その後自分に対しても「敵打」をするだらう、という場面で、この場合の「敵打」は意図的なものだろうからⅡ「非意図性」に反するが、⑯や⑰と異なり、現代でもこのような場面で「迷惑」が使われた場合、許容度は高そうに思われる。この場合、親方に叱責される等した鬱憤

を、当の親方に對してではなく、告げ口をした「自分」に対しても晴らそうといふものであり、そのようなお門違いの意趣返しと言つた場合、加害が意図的であつても許容度が高まる面があるのか、なお検討したい。

(8) 『日本国語大辞典第二版』に引用されている用例のうち『小学読本』(榎原・那珂・稻垣 明治七)の「落したるものはさぞ迷惑し居るらん」は、落し物をして困るという例のようであるから、I 「加害者」が存在せずIV 「不当性」にも該当しない点、現代の「迷惑」とは異なるが、文語体の文章での用例である。このような文語体・口語体の差や⑯に関する述べた話し手の位相による古い意味の残りやすさの違いがどの程度のものであつたか、なお検討を要するところである。

参考文献

- 大塚光信(一九七一)『キリストian版エソポ物語 付古活字版伊曾保物語』(角川文庫)注。同書はのち増補・修正して『キリストian版エソポのハプラス私注』(一九八三 隆川書店)
- 大塚光信(一九九〇)「迷惑」(『国語国文』五九・七)。のち『抄物きりしたん資料私注』(清文堂)。
- 小野正弘(一九九六)「困惑」を表す語彙——近松世話淨瑠璃を資料として——(『日本語学』一五・三)
- 近藤明・邢叶青(二〇〇八)「日本語『迷惑』と中国語『麻烦』の意味・用法の対照的考察」(『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会科学編』五七)
- 佐藤喜代治(一九七九)『日本の漢語』(角川書店)
- 福島邦道(一九八三)「迷惑」考——対訳による——(『国語国文』五一)
- 堀口和吉(一九九六)「迷惑」考(『山辺道』四〇)
- 安田章(一九八〇)『朝鮮資料と中世国語』(笠間書院)
- 柳田征司(一九六七)「虎明本狂言と虎覽本狂言との語彙の比較——困惑の氣持を現す感情語彙に就いて——」(『安田女子大学紀要』一。のち

資料

- 山田孝雄(一九四〇)『国語の中に於ける漢語の研究』(宝文館)
- 『室町時代語資料による基本語詞の研究』(武蔵野書院 一九九一)。
- 虎明本狂言集(大藏虎明本狂言集の研究本文篇上) 近松淨瑠璃(近松全集) 東海道中膝栗毛・浮世風呂・春色梅児誉美(旧日本古典文学大系) 浮世床(日本古典文学全集) 浮雲(二葉亭四迷全集「筑摩書房」) 漱石全集(漱石全集「岩波書店」一九九三~一九九六年刊)

用例の検索には公刊されている索引の他、国文学研究資料館「日本古典文学本文データベース」、『CD-ROM版新潮文庫の100冊』、『CD-ROM版明治の文豪』、朝日新聞DNA for Libraryを使用した。